

証券コード 8005
2022年5月16日

株 主 各 位

静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号

株式会社スクロール
代表取締役社長 鶴見知久

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月30日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、3頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月31日（火曜日）午前10時（午前9時15分開場）
※株主総会会場へのご入場は、事前申込制となります。詳細は5頁をご参照ください。
2. 場 所 静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号
当社本社ビル5階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - ◀ 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） ▶
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - ◀ 株主提案（第5号議案から第6号議案まで） ▶
 - 第5号議案 取締役1名選任の件
 - 第6号議案 自己株式の取得の件

株主提案に係る議案の要領につきましては、後記の株主総会参考書類に記載のとおりです。

以 上

議決権行使等についてのご案内

株主総会ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※株主総会へのご出席には事前申込みが必要です。

2022年5月31日(火)
午前10時(午前9時15分開場)

株主総会ご欠席の場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。
郵便配達の日数が変更されています。
お早めにご投函ください。

2022年5月30日(月)
午後5時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使(詳細は3頁)

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

2022年5月30日(月)
午後5時30分行使分まで

ご注意

1. 書面と電磁的方法(インターネット)により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット)による議決権行使を有効なものとしたします。
2. 電磁的方法(インターネット)で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
3. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる開示について

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/>) に掲載しておりますのでご覧ください。
なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類ならびに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使方法

(1) スマートフォンから二次元コードを読み取る方法

- ① 議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログイン用二次元コード」を読み取ることでログインできます。
- ② ログイン後は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ③ この方法での議決権行使は、1回限りです。2回目以降は、次の（2）の方法により、専用のウェブサイトへアクセスしてください。

(2) パソコンなどから専用のウェブサイトへアクセスする方法

- ① 専用のウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスします。
- ② 議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」と「仮パスワード」を入力してログインしてください。
- ③ 新しいパスワードを入力して「送信」ボタンを押してください。
- ④ 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(3) ご注意

- ① インターネットによる議決権行使は、2022年5月30日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたします。お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- ② 専用のウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）は、毎日午前2時から午前5時までの取扱いを休止いたします。
- ③ 株主様のインターネットの利用環境または各種設定等により、ご利用できない場合がございます。
- ④ インターネットによる議決権行使に際して発生する費用（インターネット接続料金やスマートフォンの通信料等）は、株主様のご負担となります。

2. 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 電話：0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時 通話料無料）

以上

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

<株主様へのお願い>

- ・ 新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいるものの、感染の収束が不透明な状況であることを総合的に判断し、当日の株主総会会場へのご入場者数を150名に限定させていただきます。時節柄、安全で安心な株主総会運営にご理解を賜りますようお願いいたします。
- ・ 株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございます。可能な限りこれらの方法により事前に議決権を行使していただきますようお願いいたします。
- ・ 特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調が優れない方におかれましては、ご自身の健康を最優先にお考えいただき、株主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・ 緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象地域にお住まいの方につきましては、ご来場をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

<ご来場希望の株主様へ>

- ・ 当日のご入場につきましては、事前申込制（応募者多数の場合は抽選）とさせていただきます。
- ・ ご来場を希望される株主様は、5頁に記載の方法により事前申込みをお願いいたします。
- ・ 事前申込みにより株主総会へご出席されることとなった株主様におかれましては、感染予防策等を事前にご確認いただくとともに、当日までの健康状態にご留意のうえ、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。

<株主総会会場における感染防止対策について>

- ・ 役員および運営スタッフは、当日マスクを着用させていただきます。また、一部の運営スタッフは手袋を着用することがあります。
- ・ 非接触型の体温計等により当日ご入場される方の体温を測定させていただきます。
- ・ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフをご入場をお断りする場合やご退場をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
- ・ マスク着用とアルコール消毒薬のご使用についてご協力をお願いいたします。また、株主総会会場では換気のため窓を開けることがあります。
- ・ 株主総会の議事は、時間を短縮した進行とする予定です。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につきまして大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/>) においてお知らせいたします。

当日ご来場の事前申込みについてのご案内

- 申込期限 2022年5月24日（火）午後5時まで
- 申込方法 電子メールまたは電話によりお申込みください。

1. 電子メールによる申込み

(1) 以下の申込用メールアドレスに電子メールを送信してください。

申込用メールアドレス soukai@mb.scroll.jp 「申込用メールアドレスの二次元コード」はこちら →



(2) 同封の議決権行使書用紙に記載されている以下の事項をメール本文にご記載ください。

①株主番号、②株主様の郵便番号、③株主様のご住所、④株主様のお名前

2. 電話による申込み

同封の議決権行使書用紙をお手元にご用意のうえ、以下のお問合せ先にお電話ください。

お 問 合 せ 先 : 株主様ご案内係 フリーダイヤル : 0120-390-354 受 付 時 間 : 午前9時～午後6時 ※2022年5月24日（火）のみ午前9時～午後5時

■ 抽選結果の発表

申込みをされたすべての方		抽選結果にかかわらず、郵便はがきで結果をお伝えします。	5月25日（水） 発 送
申 込 方 法	電 子 メール	郵便はがきに加えて、株主様が申込時に用いたメールアドレスに抽選結果を電子メールでお送りします。 「@mb.scroll.jp」のドメインからメールを送信します。 受信できるように事前に設定をご確認ください。	5月25日（水） 5月26日（木） 送 信
	電 話	郵便はがきに加えて、お電話で抽選結果をお伝えします。 「0120-390-354」から発信しますので、 着信できるように事前に設定をご確認ください。	5月25日（水） 5月26日（木） 午前9時～午後6時 架 電

■ 事前申込み（抽選）に関するお問合せ

お 問 合 せ 先 : 株主様ご案内係
 フリーダイヤル : 0120-390-354
 受 付 時 間 : 午前9時～午後6時

※事前申込み（抽選）に関するお問合せは、2022年5月30日（月）までとなります。

株主総会参考書類

≪会社提案（第1号議案から第4号議案まで）≫

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 現行定款第2条（目的）

当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、当社グループの事業領域の拡大および多様化に対応するため、第16号および第20号を変更するものです。

(2) 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。当社には、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられるため、不要となる現行定款第14条を削除し、電子提供措置に関する変更案第14条を新設するとともに、経過措置に関する附則第2条を新設、これに伴い現行定款の附則を附則第1条とするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条（条文省略）	第1章 総則 第1条（現行どおり）
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15)（条文省略） (16) <u>証券仲介業</u> (17)～(19)（条文省略） (20) インターネットを利用した情報の収集、管理、 処理及び提供 (21)～(34)（条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15)（現行どおり） (16) <u>金融商品仲介業</u> (17)～(19)（現行どおり） (20) インターネットを利用した情報の収集、管理、 処理及び提供 <u>並びに各種サービスの仲介業</u> (21)～(34)（現行どおり）
第3条～第13条（条文省略）	第3条～第13条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対してその情報を提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第15条～第38条（条文省略）</p> <p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、第75期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第14条（株主総会資料の電子提供）</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p> <p>第15条～第38条（現行どおり）</p> <p>附則 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） （現行どおり）</p> <p>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における活発な議論ができる適切な員数を確保しつつ、経営判断の機動性と透明性の向上を目的として3名減員し、取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案について、監査等委員会における検討の結果、監査等委員会からの指摘は特段ございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当
1 <input type="checkbox"/> 再任	つる 鶴 見 知 久 つる み とも ひさ	男性	代表取締役社長 グループオフィサーCEO兼COO ダイレクト事業本部長
2 <input type="checkbox"/> 再任	さ 佐 藤 浩 明 さ とう ひろ あき	男性	取締役副社長 グループオフィサーCSO eコマース事業PRS
3 <input type="checkbox"/> 再任	やま 山 崎 正 之 やま ざき まさ ゆき	男性	取締役 グループオフィサーCMO ソリューション事業PRS
4 <input type="checkbox"/> 再任	すぎ 杉 本 泰 宣 すぎ もと やす のり	男性	取締役 グループオフィサーCAO グループ管轄事業PRS 経営統括部長

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	つる み とも ひさ 鶴 見 知 久 (1966年5月11日生)	1989年 4月 当社入社 2012年 4月 当社執行役員 ダイレクト事業本部通販インナー 統括部長 兼務 インターネットマーケティング 部長 2013年 5月 当社取締役執行役員 ダイレクト事業本部通販 H & B 統括副部長 2015年 5月 当社取締役社長執行役員 ダイレクト事業本部 通販H & B 統括部長 2018年 4月 当社取締役社長執行役員 ダイレクト事業本部長 2019年 4月 当社取締役社長執行役員 健粧品事業P R S 兼務 ダイレクト事業本部長 2020年 4月 当社代表取締役社長執行役員 健粧品事業P R S 兼務 ダイレクト事業本部長 2022年 4月 当社代表取締役社長 グループオフィサーCEO 兼COO 兼務 ダイレクト事業本部長 (現任)	88,000株
	取締役会出席状況 14回/14回 (出席率100%)		
(取締役候補者とした理由) 鶴見知久氏は、1989年の入社以来、当社グループにおける様々な業務経験を有しており、子会社取締役社長、当社取締役社長を経た後、代表取締役社長、グループオフィサーCEO・COOとして、当社グループの重要な業務執行と経営の意思決定を強く推進し、適切に統括しております。今後も当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	佐藤 浩明 (1971年10月10日生)	1995年 4月 当社入社 2013年 1月 当社退社 2013年 4月 株式会社キノスラ代表取締役社長 2015年 5月 当社取締役 2018年 4月 当社取締役執行役員 eコマース事業統括 2019年 4月 当社取締役執行役員 eコマース事業 P R S 2020年 4月 当社取締役副社長執行役員 eコマース事業 P R S 株式会社キノスラ取締役 (現任) 2022年 4月 当社取締役副社長 グループオフィサー C S O 兼務 eコマース事業 P R S (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社キノスラ取締役	20,300株
	取締役会出席状況 11回/14回 (出席率78%)		
(取締役候補者とした理由) 佐藤浩明氏は、当社マーケティング部門における豊富な業務経験を有しており、子会社取締役社長、当社グループのeコマース事業を管掌する取締役を経た後、当社取締役副社長、グループオフィサー C S Oとして、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に推進しております。今後も当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	<p>やまざき まさゆき 山崎正之 (1963年6月11日生)</p> <hr/> <p>取締役会出席状況 14回/14回 (出席率100%)</p>	<p>1988年 4月 大和証券株式会社入社 2002年 4月 フロレゾン株式会社代表取締役 2012年 4月 株式会社エイチエーシー（現北海道アンソロポ ロジー株式会社）代表取締役社長 2013年 4月 当社執行役員 ダイレクト事業本部通販H&B 統括副部長 2017年 5月 当社取締役執行役員 ダイレクト事業本部 ソリューション事業統括部長 兼務 M&A戦略室長 2018年 4月 当社取締役執行役員 ソリューション事業統括 兼務 M&A戦略室長 2019年 4月 当社取締役執行役員 ソリューション事業P R S 兼務 M&A戦略室長 2022年 4月 当社取締役 グループオフィサーCMO 兼務 ソリューション事業P R S（現任）</p>	33,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>山崎正之氏は、豊富な経験を活かし当社グループの主にソリューション事業を管掌するとともに、中期経営計画に基づくM&A戦略を統括する取締役、グループオフィサーCMOとして、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に推進しております。今後も当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	<p>すぎもと やすのり 杉本泰宣 (1965年6月16日生)</p> <hr/> <p>取締役会出席状況 14回/14回 (出席率100%)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2012年 4月 当社執行役員 ソリューション事業担当 2013年 5月 当社取締役執行役員 ダイレクト事業本部通販ソリューション統括部長 2016年 5月 当社執行役員 ダイレクト事業本部通販ソリューション統括部長 2016年11月 当社執行役員 経営統括部長 2019年 4月 当社執行役員 グループ管轄事業 P R S 兼務 経営統括部長 2019年 5月 当社取締役執行役員 グループ管轄事業 P R S 兼務 経営統括部長 2022年 4月 当社取締役 グループオフィサー C A O グループ管轄事業 P R S 兼務 経営統括部長 (現任)</p>	44,700株

(取締役候補者とした理由)

杉本泰宣氏は、1988年の入社以来培ってきた当社グループにおける様々な業務経験を活かし、取締役・グループオフィサー C A O ・経営統括部長として、経営企画・法務・経理・人事などの管理部門および物流部門を含め幅広く管掌するとともに、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に推進しております。今後も当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 「重要な兼職の状況」における重要性の判断基準は、兼職先での担当職務の重要性および職務に費やす時間等を勘案しております。
2. 佐藤浩明氏は、株式会社キノスラの取締役を兼務しており、同社と当社および当社子会社との間には業務委託契約に基づく、当社連結売上高の1%未満の僅少な取引があります。
3. その他各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. P R S は、セグメントPRESIDENTの略称であり、各セグメントの責任者を表しております。
6. C S O は、Chief Strategy Officerの略称であり、C E O および C O O が決定した経営方針・事業運営方針に基づき、中長期的なグループ事業ポートフォリオ戦略を設計・立案し、その実行を統括する責任者を表しております。
7. C M O は、Chief M&A Officerの略称であり、グループのM&A戦略に基づき、M&A先の情報収集・検討を行い、M&Aを推進・実現する役割を担う責任者を表しております。

8. CAOは、Chief Administrative Officerの略称であり、グループ全体の管理部門領域において、経営企画・法務・総務・人事・物流等、グループ総本社としての戦略を設計・立案し、グループ管理を統括する責任者を表しております。
9. 各候補者の略歴には、兼職先および当社グループのみ現在の商号を記載しております。
10. 取締役候補者の指名に係るプロセスは、以下のとおりです。

2021年3月に設置された指名報酬委員会は、取締役会の諮問に対して、取締役候補者の基本的な基準要件および指名報酬委員会の定める基準により各候補者の指名に関する答申をしております。取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、各候補者を決定しております。

なお、指名報酬委員会の定める基準として用いたスキルマトリックスにつきましては、第3号議案末尾記載の表のとおりです。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス体制の一層の強化・充実を図るため1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	候補者属性	在任年数
1 再任	村瀬司 <small>むらせつかさ</small>	男性	社外取締役 独立役員	6年
2 再任	宮部貴之 <small>みやべたかゆき</small>	男性	社外取締役 独立役員	6年
3 再任	宮城政憲 <small>みやぎまさのり</small>	男性	社外取締役 独立役員	2年
4 新任	一杉逸朗 <small>ひとすぎいつらう</small>	男性	社外取締役 独立役員	—
5 新任	小野亜希子 <small>おのあきこ</small>	女性	社外取締役 独立役員	—

(注) 社外取締役候補者である村瀬司氏、宮部貴之氏、宮城政憲氏の在任年数は、本株主総会終結時点の情報を記載しております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	村瀬 司 (1965年6月26日生)	1990年 4月 アンダーセンコンサルティング入社 2006年11月 アテイナー株式会社取締役 2009年 9月 株式会社KPMG BPAマネージングディレク ター 2011年 3月 株式会社ビズイット代表取締役 2012年 5月 当社社外監査役 2013年 2月 株式会社フュージョンズ代表取締役社長 2016年 5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2017年 6月 フォーサイト・コンサルティング株式会社 (現株式会社ファンズオン) 代表取締役社長 (現任) 2020年 3月 ジャパン・ハイブリットサービス株式会社 取締役 2021年 2月 ジャパン・ハイブリットサービス株式会社 代表取締役社長 (現任)	14,200株
	取締役会出席状況 13回/14回 (出席率92%)		
	監査等委員会出席状況 13回/14回 (出席率92%)	(重要な兼職の状況) 株式会社ファンズオン代表取締役社長 ジャパン・ハイブリットサービス株式会社代表取締役社長	
(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 村瀬司氏は、情報システムを中心とするコンサルティング企業を経営され、多数の企業のコンサルティング業 務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。当該知見を活かして特に当社 グループにおけるICTの利活用および基盤強化に向けた取り組み等に関する監督、助言などを期待しており ます。これらのことから引き続き社外取締役 (監査等委員) としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	みや べ たか ゆき 宮 部 貴 之 (1951年8月22日生)	1975年 4月 住友商事株式会社入社	4,000株
		1986年 9月 住商オットー株式会社出向	
		2000年 5月 住商オットー株式会社取締役商品部門担当	
		2001年 5月 エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役社長	
	取締役会出席状況 14回/14回 (出席率100%)	2007年 2月 住商オットー株式会社代表取締役会長兼社長 兼務 エディー・バウアー・ジャパン株式会社 代表取締役会長	
	監査等委員会出席状況 14回/14回 (出席率100%)	2012年11月 株式会社 L & S コーポレーション代表取締役 社長	
		2016年 5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	
(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 宮部貴之氏は、衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業および有店舗事業の経営に長く携わられ、海外生産や輸入実務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。当該知見を活かして当社の業務執行体制および経営課題への取り組み等に関する監督、助言などを期待しております。これらのことから引き続き社外取締役 (監査等委員) としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	<p>みやぎ まさ のり 宮 城 政 憲 (1967年6月15日生)</p> <hr/> <p>取締役会出席状況 14回/14回 (出席率100%)</p> <hr/> <p>監査等委員会出席状況 14回/14回 (出席率100%)</p>	<p>1991年 4月 東邦化学工業株式会社入社 2005年 5月 株式会社ライトマネジメントジャパン入社 2008年 7月 有限責任あずさ監査法人入社 2014年 8月 KPMGコンサルティング株式会社入社 2019年 9月 株式会社Flexas Sevenディレクター 2020年 5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 9月 KPMGコンサルティング株式会社顧問 (現任) 2020年11月 株式会社Flexas Sevenパートナー (2021年8月退任) 2021年 9月 HRTF代表 (現任) (重要な兼職の状況) KPMGコンサルティング株式会社顧問 HRTF代表</p>	1,000株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>宮城政憲氏は、大手メーカーや複数の経営コンサルティングファームでの実務経験と幅広い業種における人事、労務およびコーポレートガバナンス関連を中心とした企業経営を監督する十分な見識を有しております。当該知見を活かして法令改正およびコーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うガバナンス体制の強化・充実等に関する監督、助言などを期待しております。これらのことから引き続き社外取締役 (監査等委員) としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	ひとすびいつろう 一杉逸朗 (1956年6月15日生)	1980年 4月 株式会社静岡銀行入行 2005年 6月 同行理事掛川支店長 2008年 6月 同行執行役員経営企画部長 2009年 6月 同行常務執行役員 首都圏カンパニー長兼東京支店長 2012年 6月 同行取締役常務執行役員 支店営業担当営業副本部長 2014年 6月 同行取締役専務執行役員 営業・業務担当営業副本部長 2015年 6月 同行取締役専務執行役員 業務監督委員会委員長 監査部担当 (2017年6月退任) 2017年 6月 一般財団法人静岡経済研究所理事長 2021年 6月 一般財団法人静岡経済研究所顧問 (現任) 2021年11月 フジ都市開発株式会社社外監査役 (非常勤) (現任)	—
(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 一杉逸朗氏は、金融機関およびシンクタンクでの経験を有するとともに、財務および会計ならびに企業経営全般を監督する十分な見識を有しております。当該知見を活かして特に財務および会計を中心とした企業経営管理全般に関する監督、助言などを期待しております。これらのことから、このたび新たに社外取締役（監査等委員）としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	小野 亜希子 (1973年6月9日生)	1995年10月 監査法人トーマツ入社 2002年 9月 中島公認会計士事務所代表 2005年 9月 株式会社ブレインリンクディレクター 2008年 4月 GCAサヴィアングループ株式会社バイスプレジ デント 2011年 1月 株式会社アットストリーム出向 (マネージャー) 2013年 6月 小野公認会計士事務所代表 (現任) (重要な兼職の状況) 小野公認会計士事務所代表	—
(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小野亜希子氏は、監査法人や公認会計士事務所および民間企業での職務経験を有するとともに、M&A等による企業評価等の知見を有しており、当該知見を活かして特に財務、税務および企業経営管理に関する監督、助言を期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、このたび新たに社外取締役 (監査等委員) としての選任をお願いするものです。			

- (注) 1. HRTFの代表である宮城政憲氏と当社との間には、人事制度構築等を支援する業務委託契約 (2022年3月31日をもって契約終了) に基づく取引関係がりましたが、当期において支払った報酬額は、5百万円未満と僅少です。
2. その他各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 村瀬司氏、宮部貴之氏、宮城政憲氏、一杉逸朗氏、小野亜希子氏は社外取締役候補者です。
4. 村瀬司氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 当社は、村瀬司氏、宮部貴之氏、宮城政憲氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、当該3名は引き続き独立役員として、一杉逸朗氏、小野亜希子氏については新たに独立役員として届け出る予定です。
6. 一杉逸朗氏は、2017年6月まで当社の特定関係事業者である株式会社静岡銀行の取締役でした。
7. 当社は、村瀬司氏、宮部貴之氏、宮城政憲氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該3名の再任が承認された場合は、当該3名との当該契約を継続する予定です。また、一杉逸朗氏、小野亜希子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

9. 各候補者の略歴には、兼職先のみ現在の商号を記載しております。
 10. 監査等委員である取締役候補者の指名に係るプロセスは、以下のとおりです。

2021年3月に設置された指名報酬委員会は、取締役会の諮問に対して、取締役候補者の基本的な基準要件および指名報酬委員会の定める基準により各候補者の指名に関する答申をしております。取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、各候補者を決定しております。

なお、指名報酬委員会の定める基準として用いたスキルマトリックスにつきましては、下表のとおりであり、会社提案である第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合の取締役会体制を表しております。

	氏名 【属性】	企業経営・ 事業戦略・ グローバル	当社事業・ 業界経験	技術・イノ ベーション	財務・会計 ・M&A	法務・リスク マネジメント	ESG (環境・社会・ ガバナンス)
業務 執行 取締 役	鶴見 知久	○	○				○
	佐藤 浩明	○	○				○
	山崎 正之		○		○	○	
	杉本 泰宣		○		○	○	
監査 等委 員で ある 取締 役	村瀬 司 【社外・独立】	○		○			○
	宮部 貴之 【社外・独立】	○	○				○
	宮城 政憲 【社外・独立】	○				○	○
	一杉 逸朗 【社外・独立】	○			○	○	
	小野 亜希子 【社外・独立】				○	○	○

(注) 各氏が有する知識や経験のうち主なもの最大3項目を示しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年5月27日開催の第75期定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、2017年5月30日開催の第76期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内（監査等委員である取締役は付与対象外。）とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記のストック・オプション報酬に代えて、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案を株主の皆様にご承認いただけましたら、従来のストック・オプション報酬は廃止することとし、今後、取締役に対するストック・オプション報酬としての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）ですが、会社提案である第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその

現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しないグループオフィサーおよび当社の取締役を兼務しないセグメントオフィサーならびに当社および当社の一部の子会社の従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、役務提供期間の満了後においても、対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に、正当な理由以外の理由により当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、本割当株式の一部について、当該退任また

は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限を解除する本割当株式の数は、本割当契約の定めに従い合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認の日を含む月までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

《株主提案（第5号議案から第6号議案まで）》

第5号議案から第6号議案までは、株主1名(議決権数300個)からのご提案によるものです。

取締役会としては、**いずれの株主提案議案についても反対いたします。**

各議案の内容につきましては、写真の掲載を省略したことを除き、提案株主から提出された株主提案書を原文のまま掲載しております。

株主提案**第5号議案 取締役1名選任の件**

取締役候補者：前田 朋己（まえだ ともき）（1980年4月30日生）

＜会社注記：提案株主同意の上、候補者写真の掲載を省略しております。＞

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 3月 立命館大学政策科学部卒業
2003年 4月 フューチャーベンチャーキャピタル(株)入社
2006年11月 メディスンプラス(株)社外取締役
2008年 9月 S B I インベストメント(株)入社
2011年 4月 兵庫県議会議員3期（現任）
2018年10月 合同会社カタリスト代表社員（現任）

所有する当社株式数

30,000株

取締役候補者とした理由：

候補者は、ベンチャーキャピタリストとして多くのベンチャー投資や経営会議に参画し、投資家視点や経営・事業に対する多様な見識を有しています。また、県議会議員として行政監視・監督、ベンチャー企業の社外取締役の経験からガバナンスに対する豊富で多様な知見を有しています。また、株主提案による社外取締役はモニタリング機能を強化するために適任です。

当社を含め通販事業者は低いPER・市場評価が常態化しています。

時価総額の拡大には、コングリマットディスカウントを引き起こす現行の「DMC(Direct Marketing Conglomerate)」から投資・買収した企業群を育成し、IPOさせていく、DMI(Direct Marketing Incubator)への進化が求められます。

企業投資やM&Aの更なる推進、キャッチボール社などのIPOにより、当社の時価総額を拡大させ、株主総利回りの向上を目指します。

<第5号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、以下の理由により、**「本議案に反対」**いたします。

当社は、会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案（第2号議案）において候補者4名の選任を、また、監査等委員会設置会社として監査等委員である取締役選任議案（第3号議案）において社外取締役候補者5名の選任を上程いたします。第2号議案および第3号議案が承認可決された本株主総会後の取締役会の体制は、社内取締役4名、社外取締役5名であり、過半数が社外取締役となる見込みです。また、当該社外取締役候補者5名は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしています。そのため、客観性、公平性が担保されており、一層のコーポレートガバナンスの機能強化を図る体制が構築できると考えております。

また、各取締役候補者は、当社経営における重要な各分野における専門性の高い知見と幅広い業務分野や多様な専門分野での経験を有しております。当社の取締役会は、経営の実効性および適正性が十分に機能するバランスの取れた体制であり、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るため、監督機能のみならず、実務的にもその能力を存分に発揮いただける体制であると考えております。

また、「DMC(Direct Marketing Conglomerate)複合通販企業戦略」につきましては、ダイレクトマーケティングを基軸とした各社各事業が相互にシナジーを発揮することにより、当社グループの企業価値の最大化に寄与するものであり、一定の成果を実現した主要因であると考えております。

これらのことから、当社といたしましては、会社提案の取締役選任議案に基づく取締役会の体制が、当社グループの中長期的な企業価値の向上、客観性、公平性が担保されたコーポレートガバナンス体制の実現および監督機能や実務能力の発揮のために最適の体制であると考えており、前田朋己氏を取締役に選任する理由はないと判断しております。

なお、委員の過半数が独立社外取締役である当社指名報酬委員会における審議においても、全会一致で本株主提案に反対の意見が表明されております。

よって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

株主提案**第6号議案 自己株式の取得の件****議題の要領：**

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から300日以内に、当社普通株式を株式総数500,000株、取得価額400百万円(ただし、会社法により許容される取得価格の総額(会社法第461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の趣旨：

当社は連結配当性向40%を基本とする配当のみで、自社株買いは長年実施していません。しかし、総還元性向のうち、配当と自社株買いの割合はPERやPEGレシオ(PER÷EPS成長率)、PBR等を考慮して判断すべきと考えています。

当社のPERは約5.8倍、PBRは約1倍と市場から評価されていません。

本提案は現状の低い市場評価を安価にEPSを向上させるチャンスと捉えた、投資としての攻めの自社株買いです。安価に取得した自己株式はEPS向上だけでなく、役職員向け株式報酬や将来のM&A対価としても活用可能です。

また、市場を意識した経営はPERの拡大にも寄与します。
今後は配当一辺倒ではなく、自社株買いも適切に配分した、経済合理性を重視した株主還元、効率的なTSR(株主総利回り)の拡大を求めます。

以上

<第6号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、以下の理由により、**「本議案に反対」**いたします。

当社は、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元との適切なバランスをとることが、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の確保のために重要であると考えております。本株主提案にある自己株式の取得につきましては、配当政策とともに株主の皆様への利益還元のための有力な手段の一つであると認識するとともに、資本効率の向上に資するものであると考えております。また、株式市場に対しても一定のアナウンスメント効果が期待できると認識しております。

一方で、自己株式の取得には一定の資金が必要となります。当社は、今後M&Aによる投資機会を積極的に創出していく方針であり、また、現在の円安・原料高などコスト環境が悪化するなか、業績変動の予測がつかない状況にあることなどから、適切なタイミングを逃すことがないよう手元流動性を確保しておく必要があります。加えて、流通株式数の減少により流通株式時価総額にマイナスに作用する懸念もあります。プライム市場への移行を選択し、プライム市場上場会社である当社は、流通株式時価総額の増大を目指すとともに経営状態や市場環境等を十分踏まえつつ、適時適切にその実施時期、株式数、金額を検討していくことが必要であると考えております。

当社におきましては、当社定款の定めにより、取締役会決議によって機動的に自己株式の取得を実施することが可能であることから、当社取締役会としては、提案株主の求める自己株式の取得に関する株主総会決議を行う必要はないと判断いたしました。また、自己株式の取得枠の決定は、それ自体が会社による自己株式の取得に関する期待を生じさせるものであり、自己株式の取得の有無にかかわらず、株式市場参加者の投資判断にも大きな影響を与え得ることから、取締役会において適時適切な決定をすべきと考えます。

よって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(提供書面)

事業報告(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)**I. 企業集団の現況****1. 当事業年度の事業の状況****(1) 事業の経過および成果**

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において、増減額および前期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。ワクチン接種率の向上等に伴い、一時は経済活動が改善する兆しがみられたものの、新たな変異株による感染が再拡大したことにより、経済活動は再度制限されました。さらに、原材料価格や資源価格が上昇していることに加えて、為替相場の急激な変動や、サプライチェーンの混乱、東欧における地政学的リスク等により、我が国の経済を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。小売業界におきましては、雇用・所得環境の悪化や物価の上昇に伴い個人消費の低迷が続く等、先行きは依然として不透明な状況です。通販業界におきましては、消費者の通販利用の増加傾向は継続しておりますが、業種・業態を越えた企業間の競争が激化しており、厳しい経営環境となっております。

このような環境のなか、当社グループは中期経営計画「Next Evolution 2023」を策定し、「DMC(Direct Marketing Conglomerate)複合通販企業の変容と進化」をテーマに、来るべき流通暗黒時代に備え、内包する事業課題の解消や将来を見据えたビジネスモデルの推進、ビジネスインフラの強化およびプライム市場への移行を見据えたコーポレート・ガバナンスの強化など、ビジネスモデルの変容と進化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高813億91百万円(前期は851億95百万円)となりました。利益面におきましては、営業利益70億円(前期は73億85百万円)、経常利益70億96百万円(前期は75億19百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益55億85百万円(前期は51億83百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用したことにより、当連結会計年度の経営成績は従来の会計処理方法に比べ、売上高は25億16百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1百万円増加しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

なお、前連結会計年度までは、セグメント売上高は連結相殺消去後の数値を記載しておりましたが、セグメントごとの事業の成績をより明確に表すため、当連結会計年度より、連結相殺消去前の数値を記載しております。また、セグメント利益又は損失は、これまでどおり連結相殺消去前の数値を記載しております。

① **通販事業**

通販事業におきましては、巣ごもり消費が落ち着きを見せるなか、新規媒体の企画や品揃えの拡充が奏功したことに加え、SCMコントロールにより商品供給率が向上いたしました。これにより、売上は堅調に推移いたしました。また、商品調達方法の見直しによる原価率の低減や、効果的なカタログ配布による販促費の削減に取り組むなど、事業効率の最大化を推進いたしました。以上の結果、売上高は419億14百万円（前期は421億44百万円）となり、セグメント利益は64億39百万円（前期はセグメント利益62億5百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用したことにより、売上高は37百万円減少し、セグメント利益は1百万円増加しております。

② **ソリューション事業**

ソリューション事業におきましては、第2四半期連結累計期間において、物流代行サービスにおけるクライアントの物量が前年同四半期比で減少しておりました影響はあるものの、コロナ禍によって遅延していた営業活動が進展したことにより、新規クライアントの獲得が進みました。また、決済代行サービスやマーケティングサポート事業につきましては堅調に推移しております。今後更なる拡大が予想されるEC・通販市場におけるニーズにお応えすべく、ソリューションメニューの強化・拡大および全国通販3PL戦略の推進に向けた営業活動の強化に努めております。加えて、SLCみらい等における、業務効率改善を目的とした設備投資を行っております。以上の結果、売上高は184億90百万円（前期は198億36百万円）となり、セグメント利益は1億77百万円（前期はセグメント利益8億26百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用したことにより、売上高が17億17百万円減少しております。

③ **eコマース事業**

eコマース事業におきましては、消費者のEC利用率は上昇傾向であるものの、商材により需要動向が分かれていることに加え、業種・業態を越えた競争が激化しております。家具・インテリア等の在宅関連商品等、前期好調に推移した商材における反動減がある一方、キャンプやフィッシング等のアウトドア関連商品は引き続き好調に推移しております。以上の結果、売上高は214億6百万円（前期は233億50百万円）となり、セグメント利益は4億4百万円（前期はセグメント利益10億26百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用したことにより、売上高が7億48百万円減少しております。

④ **健粧品事業**

健粧品事業におきましては、事業成長および収益化に向けて、主にECを中心とした顧客基盤の構築を進めております。なお、前期においては、コロナ禍において店舗向け卸事業に影響が生じておりました。以上の結果、売上高は20億72百万円（前期は27億64百万円）となり、セグメント利益は23百万円（前期はセグメント損失5億30百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用したことにより、売上高が12百万円減少しております。

⑤ 旅行事業

旅行事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けた緊急事態宣言の再発出やまん延防止等重点措置適用の影響を大きく受けております。以上の結果、売上高は4億37百万円（前期は2億89百万円）となり、セグメント損失は24百万円（前期はセグメント損失77百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

⑥ グループ管轄事業

グループ管轄事業におきましては、当社グループの物流オペレーションや自社保有物流施設等の不動産賃貸および海外子会社の管理を行っております。以上の結果、売上高は32億87百万円（前期は33億23百万円）となり、セグメント利益は1億11百万円（前期はセグメント利益94百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資は、総額8億52百万円であります。

その主なものは、全国通販3PL戦略の推進等に向けた物流センターへの投資6億10百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より30億円の借り換えを実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

重要な該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第78期 (2019年3月期)	第79期 (2020年3月期)	第80期 (2021年3月期)	第81期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	71,153	72,634	85,195	81,391
経 常 利 益 (百 万 円)	1,415	2,296	7,519	7,096
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	631	703	5,183	5,585
1株当たり当期純利益 (円)	18.47	20.46	149.65	160.20
総 資 産 (百 万 円)	42,368	43,270	49,903	49,711
純 資 産 (百 万 円)	21,156	21,462	26,648	30,037
1株当たり純資産額 (円)	616.92	621.20	764.30	861.53

- (注) 1. 第78期から第80期の1株当たり当期純利益の算定上、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第78期から第79期の1株当たり純資産額の算定上、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
詩克樂商貿（上海）有限公司	800千米ドル	100.0%	通信販売事業
株式会社スクロール360	95百万円	100.0%	通信販売事業者およびE C事業者向け通信販売代 行事業
株式会社キャッチボール	70百万円	100.0% (100.0%)	
株式会社もしも	100百万円	100.0% (100.0%)	
成都音和娜網絡服務有限公司	1,488千人民元	100.0% (100.0%)	
株式会社AXES	95百万円	100.0%	個人向けeコマース事業
株式会社スクロールR&D	100百万円	100.0%	
株式会社ナチュラム	100百万円	100.0%	
株式会社ミヨシ	10百万円	100.0% (100.0%)	
北海道アンソロポロジー株式会社	10百万円	100.0%	オリジナルブランド化粧品・健康食品等の販売事業
株式会社キナリ	10百万円	100.0%	
株式会社トラベックスツアーズ	10百万円	100.0%	旅行の企画・販売事業
株式会社スクロールロジスティクス	95百万円	100.0%	物流事業
SCROLL VIETNAM COMPANY LIMITED	100千米ドル	100.0%	グループの事業支援

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合であります。
 2. 子会社の重要性の判断基準は、「当該子会社の当社グループにおける連結売上高構成比率」等を勘案しております。
 3. 2022年3月31日付で、株式会社豆腐の盛田屋および株式会社ナチュラルピュリファイ研究所の全株式を売却し、連結の範囲から除外しております。

4. 対処すべき課題

(1) 経営方針

当社グループは、「社会から信頼される企業であること。清く、正しく、美しく、事業を行うこと。」を社是とし、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先および株主が、ともに満足を得られる経営を行い、社会に貢献することを基本理念としております。この社会的使命の達成に向けて不断の努力を続けるとともに、事業活動の効率化、財務体質の強化およびキャッシュ・フロー重視の事業活動を推進し、企業価値の最大化を目指してまいります。

このたび「100年続く企業」に向け、当社グループの新たなフィロソフィを制定いたしました。

- PURPOSE（存在意義）～なんのために存在するのか～
ダイレクトマーケティング事業を通じて、時代が求める豊かな暮らしづくりをサポートする。
- VISION（展望）～具現化したいあるべき状態～
人、社会、地球に、グッドライフカンパニーであること。
- MISSION（任務）～パーパスとビジョンを実現するためにやらないといけないこと～
DMC複合通販企業として、多様かつユニークで、変化を恐れない事業体であり続ける。
- SHARED VALUES（行動基準）～ミッション遂行において大切にしている信条～
 - ・ Go above and beyond.
期待を超え、斜め上の成果を目指そう。
 - ・ Go Together.
目標に向かって、力を合わせて進もう。
 - ・ Prepare for the Day.
常に備えよう。突然の変化に、突然のチャンスに。
 - ・ Speed First.
すぐやろう。誰よりも早く、どこよりも先に。
 - ・ Open, Fair, Clear
仕事は透明性高く、フェアに正しく勝とう。
 - ・ Think Global.
国内だけじゃなく、世界を見て仕事をしよう。

(2) 対処すべき課題等

新たに定義したフィロソフィを踏まえ、当社グループを取り巻く外部環境の洗い出しとリスクおよび機会の把握により、当社グループが取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定いたしました。

■より良い商品・サービスの開発を通して、豊かな暮らしづくりをサポートする

付加価値のあるモノ・コト・サービスを適切な価格で提供し、豊かな暮らしづくりのサポートをすることが私たちスクロールグループの存在意義であり重要な課題でもあります。お客様の声に耳を傾けながら、毎日の暮らしに役立つ商品の企画や提案をいたします。

■少子高齢化社会によって起こる社会問題の解決

人生100年時代といわれるなかで、人々が充実した生活を送ることができるよう、ダイレクトマーケティング企業として、事業活動を通じて少子高齢化社会に関わる諸問題の解決に向けた取組みを進めていきます。

■環境負荷の低減

パリ協定や日本におけるカーボンニュートラル宣言など、世界中で気候変動への取組みは一層活発なものとなっています。当社グループにおいても、CO₂をはじめとするGHG排出量削減など環境負荷の低減を推進しながら、持続可能な社会の実現に貢献します。

■S C M強化による安心安全な商品提供

近年消費者の製品・サービスの安心、安全性に対する意識はますます高まっています。取引先とともに環境、社会問題に配慮しながら責任ある調達を推進します。

■タスク・ダイバーシティ経営の推進

能力や知識、経験など目に見えない内面の多様性（＝タスク・ダイバーシティ）を認め、社員の能力を最大限発揮できるような環境づくりに取り組むことで、企業の持続的な成長につなげます。

■地域社会への貢献

社員参加型の活動を通して、持続可能な地域社会の実現に貢献します。また地域社会の発展に資する社会貢献活動を通じて、地域の人々に愛され、信頼される企業を目指すとともに、社員とその家族への心のケアも推進していきます。

■コーポレート・ガバナンスの強化

経営の効率化、透明性を高め、安全かつ健全な事業活動を通じ、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、社会からの信頼に立脚した持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指します。

(3) 経営環境、経営戦略等

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことができないことに加えて、原材料価格や資源価格が上昇していること、為替相場の急激な変動、東欧における地政学的なリスクの影響等により、また中長期的には、少子高齢化や日本の人口減少による消費マーケットの縮小等により、厳しい状況が見込まれます。小売業界におきましては、雇用・所得環境の悪化や物価の上昇に伴い、不透明な状況が続くことが予想されます。通販業界におきましては、消費者の通販利用の増加傾向は継続することが予想されますが、業種・業態を越えた競争が激化しております。

このような環境のなか、当社グループはDMC複合通販企業体として、環境の変化に対応し、常に高収益を生み出すことができる事業基盤の構築を推進しております。各事業間でシナジーを発揮し、新たな提供価値を創造することで持続的な成長を実現させるとともに、成長分野における継続的な投資により、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、「100年続く企業」に向け、特定したマテリアリティをベースとした、2022年度から2024年度における中期経営計画「Next Evolution 2024」を策定いたしました。「DMC複合通販企業の変容と進化」をテーマに掲げ、「第二次DMC複合通販経営の推進」と「Responsibility経営の取組み強化」に取り組むことで、DMC複合通販企業体の次なる到達点を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、連結計算書類作成会社（当社）、子会社18社および関連会社1社で構成されており、主な事業は、以下のとおりであります。

区 分	主 な 事 業 の 内 容
通 販 事 業	通信販売事業 (主な商材：アパレル、インナー、雑貨、保険等)
ソリューション事業	通信販売事業者およびEC事業者向け通信販売代行業業 (主な商材：フルフィルメント支援、プロモーション支援、システム構築支援、BPOサービス等)
e コ マ ー ス 事 業	個人向けeコマース事業 (主な商材：ブランド服飾雑貨、アウトドア用品、ナショナルブランド化粧品、雑貨、防災用品等)
健 粧 品 事 業	オリジナルブランド化粧品・健康食品等の販売事業
旅 行 事 業	旅行商品の企画、販売（通信販売）および催行等の事業 (主な商材：日帰り観光バスツアー、訪日ツアー等)
グ ル ー プ 管 轄 事 業	当社グループおよびソリューション事業の物流事業、不動産賃貸事業、海外子会社の管理

6. 主要な営業所（2022年3月31日現在）

会 社 名	本 社	その他
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル	浜 松 市 中 区	東 京 都 品 川 区 (東 京 本 店)
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル 3 6 0		
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル ロ ジ ス テ ィ ク ス		
株 式 会 社 キ ャ ッ チ ボ ー ル	東 京 都 品 川 区	浜 松 市 中 区
株 式 会 社 も し も		—
株 式 会 社 A X E S		—
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル R & D		—
株 式 会 社 キ ナ リ		—
株 式 会 社 ト ラ ベ ッ ク ス ツ ア ー ズ		—
株 式 会 社 ナ チ ュ ラ ム		大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 ミ ヨ シ	大 阪 市 浪 速 区	—
北 海 道 ア ン ソ ロ ポ ロ ジ ー 株 式 会 社	札 幌 市 北 区	—
詩 克 樂 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市	—
成 都 音 和 娜 網 絡 服 務 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 四 川 省 成 都 市	—
S C R O L L V I E T N A M C O M P A N Y L I M I T E D	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国 ホ ー チ ミ ン 市	—

7. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
通 販 事 業	259名（18名）	7名減（1名減）
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	259名（114名）	30名増（14名増）
e コ マ ー ス 事 業	141名（2名）	10名増（2名増）
健 粧 品 事 業	32名（1名）	35名減（7名減）
旅 行 事 業	7名（-名）	-（1名減）
グ ル ー プ 管 轄 事 業	168名（790名）	2名増（2名減）
合 計	866名（925名）	-（5名増）

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. グループ管轄事業は、当社の管理部門および株式会社スクロールロジスティクス等の従業員であります。
3. ソリューション事業およびeコマース事業におきまして、事業強化に向けての人材確保により使用人数および臨時従業員数が増加しております。
4. 化粧品事業におきまして、使用人数が減少しております。主な理由は、株式会社豆腐の盛田屋及び株式会社ナチュラルピュリファイ研究所について保有する株式の全てを売却したことに伴い、連結の範囲から除外したことによるものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
328名（21名）	3名減（1名減）	42.2歳	13.0年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	3,700百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,275
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	900
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,873,050株
- (3) 株主数 39,828名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,573千株	10.25%
丸 紅 株 式 会 社	2,841	8.15
ス ク ロ ー ル 取 引 先 持 株 会	2,038	5.85
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,474	4.23
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,261	3.62
ス ク ロ ー ル 従 業 員 持 株 会	803	2.30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	543	1.56
モ リ リ ン 株 式 会 社	434	1.25
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	433	1.24
株 式 会 社 り そ な 銀 行	400	1.15

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (7,381株) を控除して計算しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
 該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

<ご参考>

政策保有株式について

当社は、取引先等のステークホルダーとの関係維持または提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有することがあります。

なお、個別の政策保有株式について、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式をできる限り速やかに処分または縮減していく基本方針のもと、取締役会において、每期、政策保有の意義を検証しております。また、当該検証結果を踏まえた中長期的な経済合理性の観点から判断し、保有株式の議決権を適切に行使しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、当該検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行い、対話によっても、改善が認められない株式は、適時適切に売却いたします。

また、当社は、政策保有株主との間で会社や株主共同利益を害する取引を行わず、当社株式を保有する政策保有株主の方針を尊重し、売却等の妨害を行いません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鶴見知久	健粧品事業 P R S ダイレクト事業本部長
取締役副社長	佐藤浩明	eコマース事業 P R S 株式会社キノスラ取締役
取 締 役	小山優雄	システム統括部長
取 締 役	山崎正之	ソリューション事業 P R S M&A戦略室長
取 締 役	杉本泰宣	グループ管轄事業 P R S 経営統括部長
取 締 役	池田訓清	旅行事業 P R S ダイレクト事業部 S V B 推進部長
取 締 役	勝田圭三	通販事業 P R S ダイレクト事業部長
取締役 (監査等委員)	村瀬 司	株式会社ファンズオン代表取締役社長 ジャパン・ハイブリットサービス株式会社代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	宮部貴之	—
取締役 (監査等委員)	鈴木一雄	株式会社ユニックス監査役
取締役 (監査等委員)	宮城政憲	K P M G コンサルティング株式会社顧問 H R T F 代表

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 村瀬司氏、宮部貴之氏、鈴木一雄氏および宮城政憲氏は、社外取締役です。
 2. 取締役 (監査等委員) 村瀬司氏は、情報システムを中心とするコンサルティング企業を経営され、多数の企業のコンサルティング業務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
 3. 取締役 (監査等委員) 宮部貴之氏は、衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業および有店舗事業の経営に長く携われ、海外生産や輸入実務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
 4. 取締役 (監査等委員) 鈴木一雄氏は、金融機関およびシンクタンクでの経験を有するとともに、財務および会計ならびに企業経営を監督する十分な見識を有しております。
 5. 取締役 (監査等委員) 宮城政憲氏は、大手メーカーや複数の経営コンサルティングファームでの実務経験と幅広い業種における人事、労務およびコーポレート・ガバナンス関連を中心とした企業経営を監督する十分な見識を有しております。
 6. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、同局

- が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7. 取締役（監査等委員）村瀬司氏、宮部貴之氏、鈴木一雄氏および宮城政憲氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. 「担当及び重要な兼職の状況」における重要性の判断基準は、兼職先での担当職務の重要性および職務に費やす時間等を勘案しております。
9. P R Sは、PRESIDENTの略称であり、各セグメントの責任者を表しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀田 守	2021年5月28日	任期満了	代表取締役会長

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	145百万円 （-）	145百万円 （-）	- （-）	- （-）	8名 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 （24）	24 （24）	- （-）	- （-）	4 （4）
合計 （うち社外取締役）	169 （24）	169 （24）	- （-）	- （-）	12 （4）

- (注) 1. 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）には、2021年5月28日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 当社は、2006年6月20日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって取締役等の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役等に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対して3百万円の退職慰労金を支給しております。当該退任により、役員退職慰労金制度の対象となる取締役等への退職慰労金の支給は終了となります。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社は、役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。しかしながら、取締役（監査等委員を除く。）のうち業務執行取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。

③ 非金銭報酬等の内容

当事業年度における該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の限度額は、2016年5月27日開催の第75期定時株主総会において月額20百万円以内（使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、同定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、監査等委員である取締役は4名。）です。

金銭報酬とは別枠で、2017年5月30日開催の第76期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内（監査等委員である取締役は付与対象外。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針**i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法**

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年3月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

ii) 決定方針の内容の概要**(a) 基本方針**

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定には役割と責務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

業務執行取締役の報酬は、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な基本報酬およびストック・オプションによる非金銭報酬等から構成されます。

監査等委員である社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、会社法の定めに基づき、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

(b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業界水準、当社グループの連結業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定します。業務執行取締役については、これをベースとして、前事業年度の担当部門の業績達成度合いを加えて決定するものとします。

(c) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等として、直接的な支給は行わないものとします。ただし、基本報酬に業績連動部分があることを考慮し、適宜、環境の変化に応じて決定します。

非金銭報酬等については、ストック・オプションによるものとし、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で業務執行取締役個人別の割当数を決定します。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業界の報酬水準を踏まえ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに連動した基本報酬を主なものとします。業績連動報酬等を採用する場合または新たに非金銭報酬等を実施する場合には、指名報酬委員会においてその割合や役位に応じたウエイト等について検討を行い、取締役会に答申するものとします。

(e) 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各業務執行取締役の前事業年度の担当部門の業績達成度合いを踏まえた基本報酬の額の決定とします。

iii) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

業務執行取締役の個人別報酬等の内容決定にあたっては、任意の指名報酬委員会において決定方針との整合性を含め多面的な検討が行われております。その結果をまとめた答申を踏まえて、取締役会において総合的な議論がなされており、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年5月28日開催の取締役会において代表取締役社長鶴見知久に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の担当部門の業績を踏まえた基本報酬の年俸額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

<ご参考>

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。本制度は、本株主総会の第4号議案として、当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件としております。同議案をご承認いただけましたら、従来のストック・オプション報酬は廃止することとし、今後、取締役に対するストック・オプション報酬としての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。また、上記の決定方針は、ご承認いただいた内容と整合するよう変更する予定です。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

① 指名報酬委員会の設置

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、当社の取締役の指名制度および報酬制度の公正な運営およびその透明性の確保に資することを目的として、2021年3月に過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しております。

② グループガバナンスの変更（業務執行体制の強化）

当社は、今後の経営環境やマーケット環境の変化に対し、迅速な意思決定および対応力の強化を目的として、2022年4月から、新たに「グループオフィサー」制を導入いたしました。また、グループオフィサーから、グループ全体の特定機能における最高責任者である「グループチーフオフィサー（C×O）」を任命し、グループ横断での業務執行機能のさらなる強化を図ります。併せて、各事業セグメントにおける業務執行体制の強化を目的として、「セグメントオフィサー」制を導入いたしました。

これらの導入に伴い、従来の「執行役員」制度は廃止いたしました。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況 (2022年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	村瀬 司	株式会社ファンズオン ジャパン・ハイブリットサービス株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	鈴木一雄	株式会社ユニックス	監査役
取締役 (監査等委員)	宮城政憲	KPMGコンサルティング株式会社 HRTF	顧問 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)宮城政憲氏は、2021年8月31日付で株式会社Flexas Sevenのパートナーを退任いたしました。また、KPMGコンサルティング株式会社およびHRTFの代表である同氏と当社との間には、業務委託料の総額を100万円未満とする人事制度構築等の支援に関する業務委託契約に基づく取引関係(2022年3月31日をもって契約終了)がありました。
2. その他各取締役(監査等委員)の兼職先と当社との間に取引上の特段の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 村瀬 司	13回／14回 (出席率92%)	13回／14回 (出席率92%)	会社経営およびコンサルティングファームでの経験による幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主にグループのシステム投資計画および情報セキュリティ体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、当社グループにおけるICTの利活用および基盤強化に向けた取組み等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員長としても当社グループの健全なガバナンス体制の構築に尽力しております。
取締役 (監査等委員) 宮部 貴之	14回／14回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	会社経営および通販業界経験ならびに海外SCMに関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に成長戦略の実現可能性・妥当性を確保するための発言を行っており、当社グループ事業全般にわたるリスクテイクおよび業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 鈴木 一雄	14回／14回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	金融機関およびシンクタンクでの経験による財務・会計に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主にガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、当社グループにおける業務執行体制および経営課題ならびに社会的要請への取組み等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 宮城 政憲	14回／14回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	人事、労務およびコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に就労環境の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、法令改正およびコーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うガバナンス体制の強化・充実等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。

(注) 上記の活動状況のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす1回の書面決議に全員が参加しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役および執行役員であります。

<ご参考>

社外取締役の独立性判断基準について

当社の「社外取締役の独立性判断基準」については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の別紙として、当社ウェブサイト (<https://www.scroll.jp/sustainability/governance/>) に掲載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項に規定する同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、いずれも取締役会であります。

内部留保金におきましては、企業間競争力の維持・強化を図るため、将来を見据えた事業戦略に基づいた投資等に適切に活用してまいります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策として位置付け、年間配当金20円を下限とし、連結配当性向40%を基本として実施することを、配当の基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、配当の基本方針に基づき、1株当たり54円50銭とさせていただきます。これにより、中間配当金10円と合わせて年間配当金は64円50銭となります。

<翌事業年度の配当に関する基本方針>

翌事業年度の配当に関する基本方針については、年間配当金20円を下限とし、連結配当性向40%を基本として実施することといたします。

なお、事業活動に直接の関わりのない不動産や有価証券の売却およびその他の特殊要因により当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響額を除外し、配当額を決定いたします。

翌事業年度の配当予想につきましては、配当基本方針のとおり実施してまいります。目下先行き不透明な経営環境でありますので、下限である年間配当金20円（中間配当金10円、期末配当金10円）での配当予想といたしますが、通期の業績を明確に見通せる段階になった時点で、改めて公表いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,233	流 動 負 債	12,051
現金及び預金	7,142	買掛金	2,963
売掛金	11,403	短期借入金	75
商品	7,119	未払金	7,241
貯蔵品	287	未払法人税等	228
未収入金	4,635	賞与引当金	477
その他	2,059	利息返還損失引当金	3
貸倒引当金	△415	その他	1,061
固 定 資 産	17,477	固 定 負 債	7,621
有 形 固 定 資 産	13,537	長期借入金	6,000
建物及び構築物	6,866	繰延税金負債	1
機械装置及び運搬具	919	役員退職慰労引当金	51
土地	5,520	利息返還損失引当金	4
建設仮勘定	3	環境対策引当金	1
その他	227	退職給付に係る負債	1,403
無 形 固 定 資 産	892	その他	159
のれん	85	負 債 合 計	19,673
ソフトウェア	652	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	148	株 主 資 本	29,385
その他	5	資本金	6,018
投 資 そ の 他 の 資 産	3,048	資本剰余金	6,644
投資有価証券	1,355	利益剰余金	16,726
繰延税金資産	1,160	自己株式	△4
その他	921	その他の包括利益累計額	652
貸倒引当金	△388	その他有価証券評価差額金	464
資 産 合 計	49,711	繰延ヘッジ損益	150
		為替換算調整勘定	37
		純 資 産 合 計	30,037
		負 債 純 資 産 合 計	49,711

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		81,391
売上原価		51,026
売上総利益		30,365
販売費及び一般管理費		23,364
営業利益		7,000
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	43	
債務勘定の整理益	49	
その他	53	166
営業外費用		
支払替利差	27	
その他	36	
その他	7	70
経常利益		7,096
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
関係会社株式売却益	73	74
特別損失		
固定資産除却損失	1	
減損	20	
その他	0	22
税金等調整前当期純利益		7,148
法人税、住民税及び事業税	1,520	
法人税等調整額	42	1,562
当期純利益		5,585
親会社株主に帰属する当期純利益		5,585

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,921	流動負債	6,623
現金及び預金	6,982	買掛金	1,050
売掛金	7,892	短期借入金	75
商成品	2,830	関係会社短期借入金	1,854
貯蔵品	287	未払金	2,247
前払費用	664	未払費用	1
関係会社短期貸付金	3,618	未払法人税等	219
その他の	1,856	預り金	322
貸倒引当金	△210	前受収益	0
		賞与引当金	314
固定資産	17,002	その他	538
有形固定資産	12,937	固定負債	7,230
建物	6,692	長期借入金	6,000
構築物	164	退職給付引当金	1,023
機械及び装置	295	環境対策引当金	1
車両及び運搬具	1	関係会社事業損失引当金	51
工具器具及び備品	172	資産除去債務	153
土地	5,609	負債合計	13,854
建設仮勘定	0	純資産の部	
無形固定資産	623	株主資本	26,455
ソフトウェア	512	資本金	6,018
ソフトウェア仮勘定	109	資本剰余金	6,931
その他	2	資本準備金	7,234
投資その他の資産	3,441	その他資本剰余金	△302
投資有価証券	1,355	利益剰余金	13,509
関係会社株式	1,397	利益準備金	601
出資金	0	その他利益剰余金	12,908
関係会社出資金	24	固定資産圧縮積立金	118
繰延税金資産	395	別途積立金	5,040
その他	270	繰越利益剰余金	7,749
貸倒引当金	△1	自己株式	△4
資産合計	40,924	評価・換算差額等	614
		その他有価証券評価差額金	464
		繰延ヘッジ損益	150
		純資産合計	27,070
		負債純資産合計	40,924

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		42,643
売上原価		21,565
売上総利益		21,077
販売費及び一般管理費		14,652
営業利益		6,425
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	43	
貸倒引当金戻入額	85	
関係会社事業損失引当金戻入額	134	
その他	39	392
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	23	
貸倒損	240	
関係会社事業損失引当金繰入額	51	
その他	3	346
経常利益		6,471
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	1	
関係会社株式評価損	8	
その他	0	10
税引前当期純利益		6,462
法人税、住民税及び事業税	1,227	
法人税等調整額	△24	1,202
当期純利益		5,259

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2022年5月6日
株式会社スクロール 取締役会 御中		
EY新日本有限責任監査法人 浜松事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唯 根 欣 三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 勝 也
<p>監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクロールの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。</p> <p>連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作</p>		

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2022年5月6日
株式会社スクロール 取締役会 御中		
EY新日本有限責任監査法人 浜松事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唯 根 欣 三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 勝 也
<p>監査意見</p> <p>当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクロールの2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>その他の記載内容</p> <p>その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p> <p>当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。</p> <p>計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。</p> <p>当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。</p> <p>その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。</p>		

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

株式会社スクロール 監査等委員会

監査等委員長 村 瀬 司

監査等委員 宮 部 貴 之

監査等委員 鈴 木 一 雄

監査等委員 宮 城 政 憲

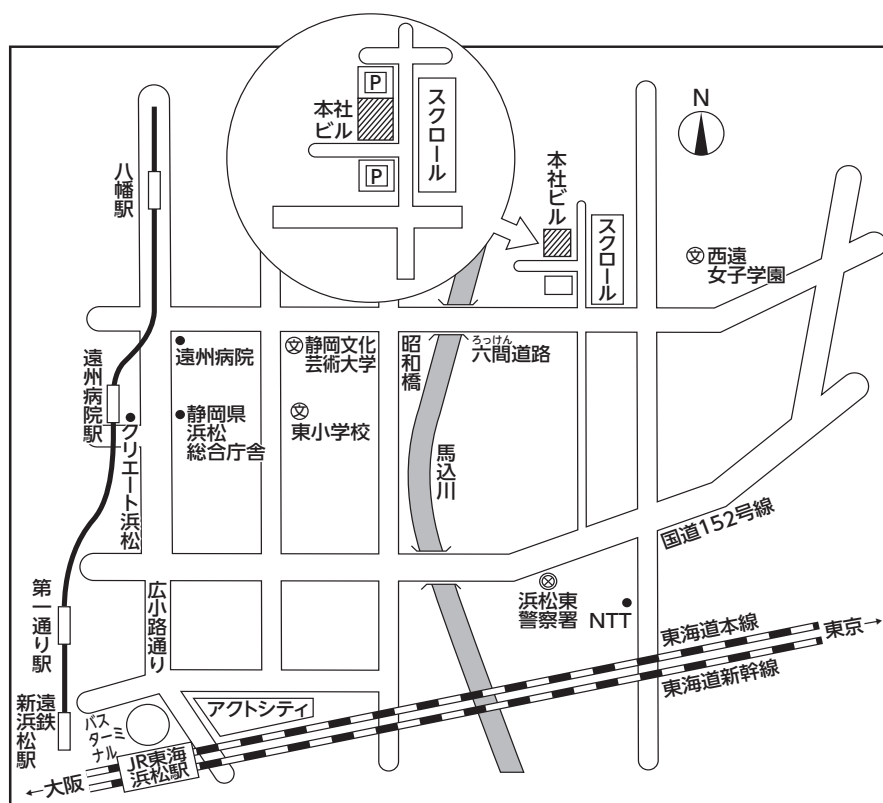
(注) 監査等委員村瀬司、宮部貴之、鈴木一雄及び宮城政憲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

(会場) 静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号 当社本社ビル5階会議室
T E L 053-464-1111 (代表)

※駐車場には限りがございます。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



(交通の便)

- JR東海浜松駅（北口）からタクシーで約8分
- JR東海浜松駅（北口）バスターミナル10番のりばから遠鉄バスで約10分
 - 行先【笠井線】「73労災・丸塚・笠井」、「75・76労災・宮竹・笠井」
 - 行先【蒲線】「71労災・東高・笠井」、「74労災・中田町・イオン市野」、「77労災・東海染工・イオン市野」、「78労災・産業展示館」

※「株式会社スクロール」バス停で下車

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

